

女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表(基本設計方針)

No.	指摘日	図書種別、 図書番号	図書名称	該当頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答状況	備考
1	2020/9/16	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第23条 炉 心等】	p2, 7	○バックフィット案件に係る変更については、備考欄に 差異理由を適切に記載するとともに、基本設計方針の 変更前後の記載を整理して説明すること。	備考にバックフィット案件である旨を記載しました。 また、変更前については、安全設計審査指針に基づ き、従前より考慮しているため、基本設計方針の変更 前後で記載に違いはありません。	基本設計方針に関する 説明資料【第23条 炉 心等】 p2	2020/11/24 回答済	
2	2020/9/16	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第32条 非 常用炉心冷却設備】	p2, 5	○先行プラントとの差異について、内容の相違の有無 も含めて差異理由を整理して説明すること。 ((【32条7】:非常用電源設備の記載の要否について確 認すること。 【32条8】:原子炉冷却材喪失事故時の記載の要否に ついて確認すること。)	先行プラントと同様に、ECCS系ポンプの給電を記載し ました。 また、冷却材喪失事故であることを明確化するため、 「大破断の冷却材喪失事故」、「中小破断の冷却材喪 失事故」と修正しました。	基本設計方針に関する 説明資料【第32条 非 常用炉心冷却設備】 p2, 5	2020/11/24 回答済	
3	2020/10/1	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第41条 放 射性物質による汚染の 防止】	-	○先行プラントとの比較について、複数のプラントで比 較して検討すること。	先行プラントとの比較を反映しました。 なお、先行プラントとの比較において反映事項はあり ません。	基本設計方針に関する 説明資料【第41条 放 射性物質による汚染の 防止】	2020/11/24 回答済	
4	2020/10/1	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第43条 換 気設備】	-	○先行プラントとの比較について、複数のプラントで比 較して検討すること。	先行プラントとの比較を反映しました。 なお、先行プラントとの比較において反映事項はあり ません。	基本設計方針に関する 説明資料【第43条 換 気設備】	2020/11/24 回答済	
5	2020/10/1	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第8条 立ち 入りの防止】	-	○先行プラントとの比較について、複数のプラントで比 較して検討すること。	先行プラントとの比較を反映しました。 なお、先行プラントとの比較において反映事項はあり ません。	基本設計方針に関する 説明資料【第8条 立ち 入りの防止】	2020/11/24 回答済	
6	2020/10/1	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第9条 発電 用原子炉施設への人の 不法な侵入等の防止】	-	○先行プラントとの比較について、複数のプラントで比 較して検討すること。	先行プラントとの比較を反映しました。 なお、先行プラントとの比較において反映事項はあり ません。	基本設計方針に関する 説明資料【第9条 発電 用原子炉施設への人の 不法な侵入等の防止】	2020/11/24 回答済	
7	2020/10/1	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第20条/第57 条 安全弁等】	p.6	○主蒸気逃がし安全弁の容量に関する記載につい て、記載内容を整理して説明すること。また、差異理由 を具体的に説明すること。	1.1倍以下に保持するように算定することにより、1.2倍 以下に保持することを記載する必要はないため、東二 および柏崎と同様の記載に修正しました。	基本設計方針に関する 説明資料【第20条/第57 条 安全弁等】 p.6	2020/11/24 回答済	

女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表(基本設計方針)

No.	指摘日	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答状況	備考
8	2020/10/7	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備】	p.10, 11	○原子炉建屋クレーンの転倒防止について、設計方針に不足のないよう整理し、説明すること。 (離隔を確保できないものに対するSsの考慮について、記載の要否を確認すること。)	原子炉建屋クレーンの転倒防止については【26条42】において、基準地震動Ssによる地震荷重に対し、健全性評価及び転倒落下防止評価を行い、使用済燃料プールへの落下物とならない設計とする旨記載しています。 また、離隔を確保できないその他の重量物について、基準地震動Ssを考慮しても、地震時の各部発生応力が許容応力以下となる設計とする旨記載しました。	基本設計方針に関する説明資料【第26条 燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備】 p.11	2020/11/24 回答済	
9	2020/10/7	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第38条 原子炉制御室等】	p.6	○津波監視カメラについて、給電設備の電源構成を整理し、説明すること。	所内電源設備又は常設代替交流電源設備から給電できる設計であることから、本文に「非常用交流電源設備」を追記しました。	基本設計方針に関する説明資料【第38条 原子炉制御室等】 p.6	2020/11/24 回答済	
10	2020/10/7	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第33条 循環設備等】	p.7, 8	○原子炉補機冷却系の単一故障及び外部電源喪失の仮定について、設置許可申請の内容を踏まえて適切に記載すること。	設置許可の記載を踏襲し、原子炉補機冷却系を非常用炉心冷却系の3区分に分離した設計とすることで、単一故障及び外部電源喪失時にも熱負荷を輸送できる旨を記載しました。	基本設計方針に関する説明資料【第33条 循環設備等】 p.7, 8	2020/11/24 回答済	
11	2020/10/14	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第44条 原子炉格納施設】	p.7	○自動隔離弁について、SA時に容易に開弁できることを他の工認資料で確認できるのか。また、記載要否について検討すること。	DBA時隔離されるがSA時に開弁する必要がある自動隔離弁は、原子炉格納容器フィルタベント系において流路となる「原子炉格納容器調気系」の弁である。 (対象弁の選定方法はO2-他-F-04-0001_改0にて整理。) 当該自動隔離弁について、SA時に容易に開弁できることとして、以下文章を記載しました。 「重大事故等時に使用する原子炉格納容器調気系の隔離弁については、・・・重大事故等時に容易に開弁が可能な設計とする。」	基本設計方針に関する説明資料【第44条 原子炉格納施設】 p.7	2020/12/10 回答済	
12	2020/11/13	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第48条/第78条 準用】	-	○2号機の補助ボイラー単独で蒸気容量が足りることを別途説明すること。	(補助ボイラーの設備側ヒアリング時に説明予定)		今後回答	

女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表(基本設計方針)

No.	指摘日	図書種別、 図書番号	図書名称	該当頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答状況	備考
13	2020/10/21	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第61条 原 子炉冷却材圧力バウン ダリを減圧するための 設備】	p.9	○ブローアウトパネルについては、浸水防護施設と兼 用としているが、先行プラントを確認したうえで整理し て説明すること。	原子炉建屋ブローアウトパネルの設備登録について は、先行プラント記載を踏まえ、主登録を原子炉格納 施設、兼用先として原子炉冷却系統施設、浸水防護 施設に見直しました。	基本設計方針に関する 説明資料【第61条 原 子炉冷却材圧力バウン ダリを減圧するための 設備】 p.9	今回回答	
14	2020/10/28	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第63条 最 終ヒートシンクへ熱を輸 送するための設備】	p.10	○「一次隔離弁の操作を行う原子炉建屋1階の遮蔽 体」の鉛厚さ(遮蔽厚さ)2mmについて説明すること。	(原子炉冷却系統施設又は原子炉格納施設の設備側 ヒアリング時に説明予定)		今後回答	
15	2020/10/28	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第66条 原 子炉格納容器下部の溶 融炉心を冷却するため の設備】	p.14, 15, 27	○先行プラントよりも複雑な系統構成となっているの で、設備概要を整理して説明すること。	原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設 備概要を整理しました。 (O2-他-F-04-0002_改0にて整理)	—	今回回答	
16	2020/10/28	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第67条 水 素爆発による原子炉格 納容器の損傷を防止す るための設備】	p.4	○フィルタ装置出口水素濃度について、設置場所の考 え方を先行プラントと比較して説明すること。	(計測制御系統施設の設備側ヒアリング時に説明予 定)		今後回答	
17	2020/10/28	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第67条 水 素爆発による原子炉格 納容器の損傷を防止す るための設備】	p.2	○水素濃度計を格納容器内に設置するが、格納容器 内の環境条件(スプレイ等)において、性能が確保でき ることを説明すること。	(計測制御系統施設の設備側ヒアリング時に説明予 定)		今後回答	
18	2020/10/28	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第67条 水 素爆発による原子炉格 納容器の損傷を防止す るための設備】	—	○原子炉建屋原子炉棟と原子炉建屋付属棟の範囲 が工認図書では分からないので、別途資料を用いて 説明すること。	原子炉建屋原子炉棟の範囲を工認添付書類(発電所 全体図)に反映しました。 (O2-エ-C-01-0005_改0にて整理。)	1.3 主要設備の配置の 状況を明示した平面図 及び断面図	今回回答	

女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表(基本設計方針)

No.	指摘日	図書種別, 図書番号	図書名称	該当頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答状況	備考
19	2020/11/10	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第69条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備】	p.7	○弁の遠隔操作の記載の要否について、設置変更許可時の審査過程も踏まえて検討すること。	燃料プール代替注水系(常設配管)及び燃料プールスプレイ系(常設配管)の遠隔手動弁操作設備は、技術的能力のタイムチャート上必須の設備では無いことから、基本設計方針への記載は行わないこととしています。 なお、条文要求によるものを除くその他の系統の遠隔手動弁操作設備の基本設計方針への記載要否についても同様に、技術的能力のタイムチャートにより必要性を整理しております。(O2-E-D-24-0001_改0参照)	—	今回回答	
20	2020/11/10	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第71条 重大事故等への収束に必要な水の供給設備】	p.7	○残留熱除去設備のSA時の水源として海を水源とするものはないのか整理して説明すること。	重大事故等の収束に必要な淡水源を確保しているとともに、残留熱除去設備として、海を直接水源として利用できない系統構成又は利用しない運用としていることから海は記載しておりません。	—	今回回答	
21	2020/11/10	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第72条 電源設備】	p.3	○ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤が単線結線図上読み取れないため、別途系統構成(単線結線図)を説明すること。	(非常用電源設備の設備側ヒアリング時に説明予定。 なお、単線結線図にガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤を追加予定)		今後回答	
22	2020/11/10	共通(基本設計方針)	基本設計方針に関する説明資料【第72条 電源設備】	p.3	○代替所内電気系統に接続されているものはSAで期待しているという認識であるため、緊急時対策所用のM/Cも記載すべきと考えるが、記載が必要か検討すること。	【72条20】は代替所内電気設備としての機器の説明をしている。緊対M/Cは緊急時対策所用代替交流電源設備であり、【76条10】にて機器スペック等の説明があることから、現状記載のままの整理とします。 参考:8.1.4非常用電源設備の基本設計方針 1.非常用電源設備の電源系統 1.2代替所内電気系統 ⇒【72条20】 2.交流電源設備 2.4緊急時対策所用代替交流電源設備 ⇒【76条10】	—	今回回答	

女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表(基本設計方針)

No.	指摘日	図書種別、 図書番号	図書名称	該当頁	コメント内容	回答内容	資料等への 反映箇所	回答状況	備考
23	2020/11/10	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第72条 電 源設備】	p.23	○ガスタービン発電設備燃料小出槽の用途につい て、記載の要否を含め別途説明すること。	ガスタービン発電設備燃料小出槽はガスタービン発電 機の連続運転(定格出力で10分間)に必要な燃料を供 給できる設計としています。 また、ガスタービン発電設備燃料小出槽はガスタービ ン発電機と設置エリア(車両)が同エリアであるため、 先行の記載を踏まえ位置的分散等についてはガスタ ービン発電機に含めた記載としています。	—	今回回答	
24	2020/11/17	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第15条 設 計基準対象施設の機能 】	p.12, 31	○SPTタンク撤去については設置変更許可申請書で の記載事項を含めて、撤去処置等について別途設備 側で資料を用いて説明すること。	(放射性廃棄物の廃棄施設の設備側ヒアリング時に 説明予定)		今後説明	
25	2020/11/17	共通(基本 設計方針)	基本設計方針に関する 説明資料【第54条 重 大事故等対処設備】	p.3	○SA環境条件の考え方については、設置変更許可時 の説明資料等を踏まえて健全性に係る説明書の説明 時に改めて説明すること。	(健全性に係る説明書のヒアリング時に説明予定)		今後説明	